

平成23年 藤枝市議会9月定例会

総務消防委員会委員長報告書

(議案審査)

平成23年9月30日

[本 会 議]

総務消防委員会に付託されました、議案4件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第42号議案「平成23年度藤枝市一般会計補正予算（第2号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

初めに、「都市交流費について、使用料及び賃借料の補正となっているが、その内容を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「『フードスマイルフェスティバル in ふじえだ』に、楊州市長、友好都市及び宮古島市長を招待するため、そのレセプション会場の借上げを行うものである。」という答弁がありました。

次に、「国内交流事業について、宮古島市との友好都市提携に向けた調整をしているとのことだが、市民に対して、この交流の意義を喚起し、コンセンサスを得る必要があると思うが、いかがか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「宮古島市との交流について、広報や様々な手法を通じて、積極的にPRを行っていく。」という答弁がありました。

次に、「消防救急広域化準備経費について、志太広域事務組合への移管があるが、移管する主な理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「通信指令装置の構築について、今年度から準備をしていく必要が生じており、防衛省の補助金の利用を考えているが、防衛省との協議の中で、補助金の申請は、志太広域事務組合で行うことが要件とされたため、志太広域事務組合に移管するものである。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第46号議案「藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「今回の改正により、市民への直接的影響はあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の改正は、地方税法の改正に伴い、追加及び削除された条項の整理を行うものである。追加及び

削除された項目は、独立行政法人及び離島航路事業者等に関するものであり、市民へ直接影響するものではない。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第47号議案「藤枝市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「改正されたスポーツ基本法では、審議会の設置は義務付けられているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「審議会を置くことができるという規定になっている。」という答弁がありました。

次に、「スポーツ振興法と改正後のスポーツ基本法では、審議会の趣旨に変更があるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「審議会の趣旨に変更はないが、今後は、国の方針である『スポーツ立国・日本』に基づいて、昨年度策定した本市のスポーツ振興基本計画を進めていくため、

審議する内容については、若干変更があると考えている。」
という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第48号議案「志太広域事務組合規約の変更について」、申し上げます。

初めに、「消防本部を統合する協議をしている段階で、なぜ、消防本部の設置準備に関する規定を加える変更をしなければならないのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「統合後の通信指令装置の構築には、多額の費用がかかるため、防衛省の補助金を利用することを考えているが、防衛省との協議の中で、補助金申請に際しては、統合後の組織である志太広域事務組合の申請が要件とされた。

通信指令装置の構築を来年度中に完成させるには、今年度の実施設計をする必要があることから、その準備経費の申請及び実施設計を志太広域事務組合で行うために、規約変更を

するものである。」という答弁がありました。

次に、「規約変更の許可の見通しについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「既に、県の自治行政課と事前協議をしており、議決後に速やかに申請をすることで、早期に許可されるものと考えている。」という答弁がありました。

次に、「消防本部の設置準備を担う職員を、志太広域事務組合に配置する必要があると考えるが、職員の併任辞令を行う場合、問題は生じないか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「地方自治法に、一部事務組合の職員と構成する市の職員は兼任することができるという規定があるため、問題はないと考えている。」という答弁がありました。

次に、「併任辞令の対象となる職員数の見通しを伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在、協議中であるが、本市及び焼津市から2名ずつ併任し、4名で1つの課を設ける予定である。」という答弁がありました。

次に、「統合後の消防本部を志太広域事務組合に置くことについて、消防本部の独立性や組織上の問題はないか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「消防組織法では、市長、一部事務組合においては管理者が、消防長を任命し、消防長が消防職員を任命することになっている。組織上は、管理者の下に消防長が置かれることから、消防長は志太広域事務組合の事務局長とは並列となる。また、管理的な事務である議会、出納、人事、財政等は、志太広域事務組合の組織を活用する中で行うため、問題はないと考える。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。